

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成30年3月14日(水)

こども家庭局保育課
文部科学省生涯学習政策局
国土交通省住宅局
農林水産省農村振興局
内閣府成年後見制度利用促進担当室
内閣府政策統括官（共生社会担当）
日本医療機能評価機構

目 次

【こども家庭局保育課】

- 1 障害児保育に関する地方財政の見通しについて 1

【文部科学省生涯学習政策局】

- 2 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について 5

【国土交通省住宅局】

- 3 居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）に対する居住支援について 135

【農林水産省農村振興局】

- 4 農福連携について 151

【内閣府成年後見制度利用促進担当室】

- 5 成年後見について 167

【内閣府政策統括官（共生社会担当）】

- 6 第4次障害者基本計画について 179

【日本医療機能評価機構】

- 7 産科医療補償制度の周知について 185

こども家庭局保育課

障害児保育の概要

1. 財政支援

① 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

② 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から800億円程度に拡充**
- 包括算定経費（人口により算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数により算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
		軽度			
		物件費			

<H30改善点>

H30 : 800億円程度

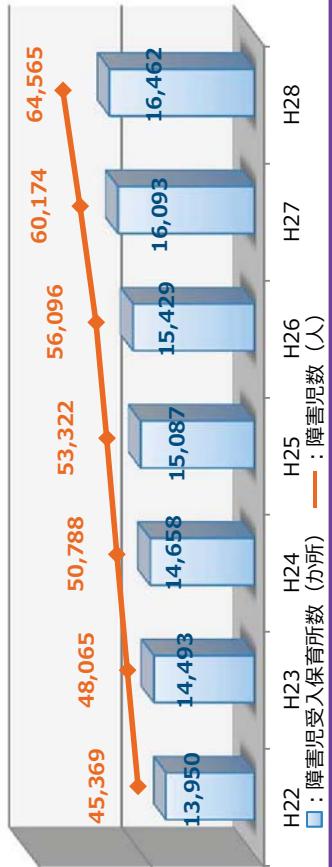
個別算定
(障害児数算定)

H29 : 400億円程度

包括算定
(人口算定)
個別算定
(保育所在籍児童数算定)

2. 現状

① 実施施設数及び受入児童数



文部科学省生涯学习政策局

○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（文部科学省）

文部科学省では、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、省内の体制として、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」（オブザーバー：厚生労働省福祉課・障害者雇用対策課）を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設した。

これまで、昨年4月に「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージを公表し、障害者が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要としている。併せて、地方公共団体等への協力依頼の通知を発出している。

また、公益社団法人日本青年会議所とのタイアップによる事業等を「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」として全国で展開するとともに、著名な障害者や支援者8名を「スペシャルサポート大使」に任命し、広報・普及啓発に協力いただいている。

さらに、平成29年度初めて、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、文部科学大臣表彰を行うこととし、61件の対象者を決定し、12月には表彰式と事例発表会を開催した。

これらの取組により、各方面への周知・機運醸成を図っているところである。

平成30年度予算案では、関係課の施策を「特別支援教育の生涯学習化推進プラン」としてパッケージ化し、共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化等の取組を新たに実施・拡充することとしている。

特に、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を新規計上しており、①学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、福祉・労働等を含む関係機関・団体等との連携等に関する実証的な研究（14箇所）に取り組むこととしている。委託先としては、都道府県、市町村、大学、企業、社会福祉法人、NPO法人等を想定している。その他、②障害者が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析する調査研究の実施のほか、③人材育成のための研修会や障害者参加型フォーラムの開催等を予定している。

本事業と並行して、学校卒業後における障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討するための有識者会議を設置する予定である。

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

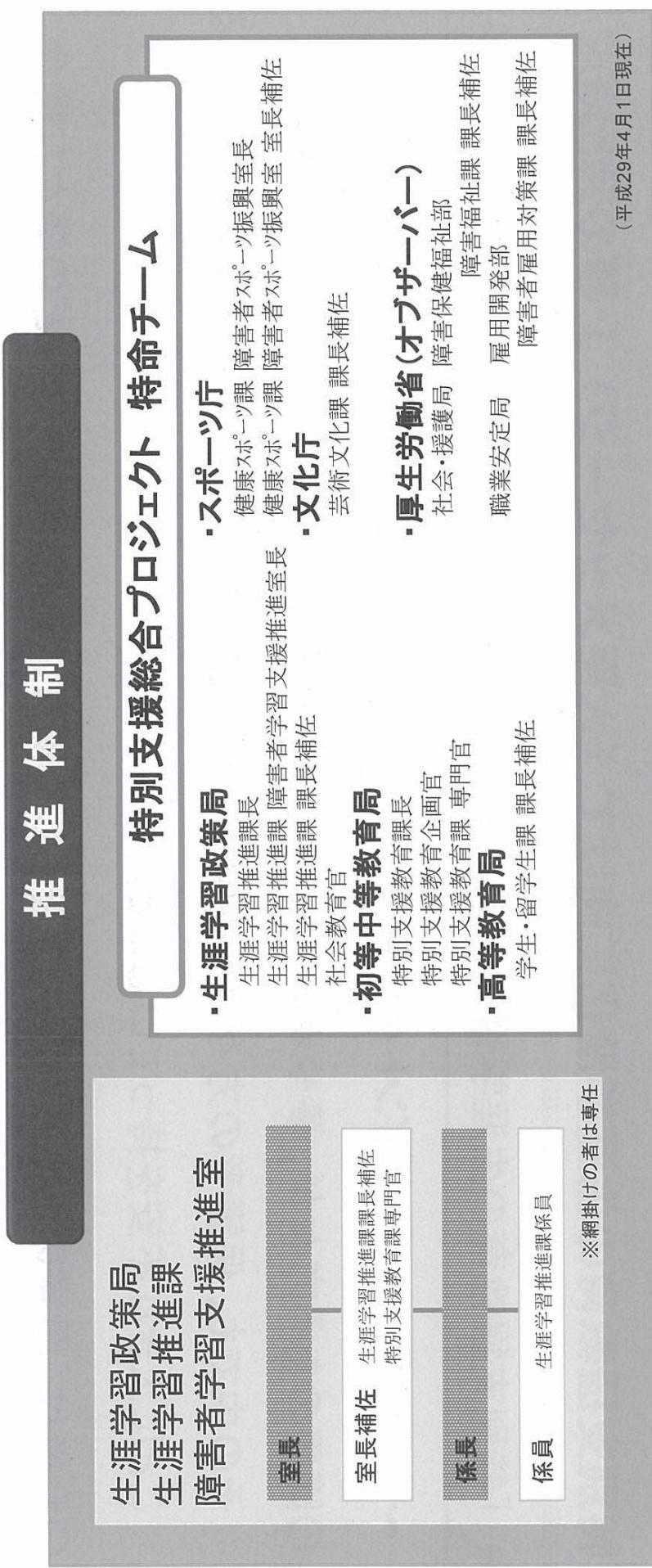
平成30年3月

文部科学省 生涯学習政策局
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室

1. 背景・趣旨
2. 国における当面の取組
3. 平成30年度予算案
4. 主な取組事例
5. 自治体に期待される取組

「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

- 文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようになることが重要であるとの認識のもと、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進。



(平成29年4月1日現在)

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出①

- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」（平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ）

～大臣メッセージ ポイント～

○障害のある方が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること。

○今後は、障害のある方が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。

○各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出②

- 同日(4月7日)付で、地方公共団体等への通知を関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育部長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

- 第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について**
- 「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
 - 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。
- 第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について**
- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定※¹。
 - 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。※2:4月28日付で告示済。
- 第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について**
- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。
- 第4 「Specialプロジェクト2020」について**
- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署等が連携した体制の構築を依頼。
- 第5 障害者による文化芸術活動の充実について**
- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
 - 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。
- 第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実**
- 近日中に告示予定※²の特別支援学校・小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
 - 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。※2:4月28日付で告示済。
- 第7 小学校等における障害者に対する理解の推進**
- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。
- 第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討**
- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方にについて、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実に努めるよう依頼。

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令①

障害者の権利に関する条約（抄）（平成26年2月批准）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。（以下略）
2～4（略）
5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者のとの平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、

締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に參加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。（以下略）
2 締約国は、障害者が、自己の利益のためにのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
3～4（略）
5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に參加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。（以下略）

障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化を含む）に関する条約・法令②

教育基本法（抄）

「障害者の権利に関する条約
第1回日本政府報告」より
(生涯学習関係)

(16.5) 教育基本法第3条において、障害者を含む国民一人一人の共通理解の下、国及び地方公共団体をはじめ、学校、家庭、さらに各種団体や企業等も含め地域を通じた社会全体で、生涯学習社会の実現が図られるべきという「生涯学習の理念」を規定している。また、同法第4条に教育の機会均等を規定し、その第2項として、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じる義務を国及び地方公共団体に課している。さらに、同法第12条に社会教育を規定し、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

障害者基本法（抄）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活することを妨げられること。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

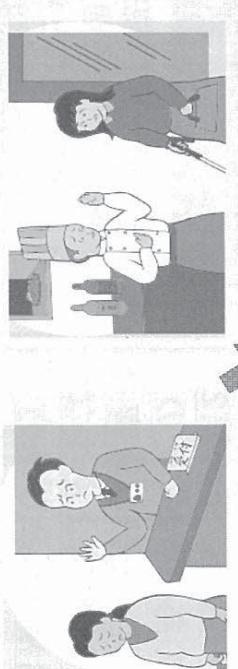
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

【例1】受付の対応を拒否
【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

【例1】携帯スロープで補助
【例2】手話通訳・要約筆記を実施



法的義務

努力義務

具体的
対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
(2) 國・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の方針は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関する情報の収集、整理及び提供

III. 今後の主要課題

施行3年後の見直し

● 見直しに向けた課題整理が必要

認知度向上

● 実効性確保に向けた更なる理解促進が必要

公民館の設置及び運営に関する基準〈抜粋〉

(平成15年文部科学省告示第112号)

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。
2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(略)その他の民間団体、関係行政機関等と共にこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条
3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

学校卒業後における障害者の学びに関する各種データ

自治体の現状

○障害をもつ人を中心とした
生涯学習事業を行っている自治体数
145／1119(12. 9%)

障害をもつ人を中心とした

生涯学習事業を行っていない理由

- ・必要と思うが事業を担当できる職員やスタッフ・ボランティアがない
511／1119(45. 7%)
- ・必要と思うが、事業の予算、施設・設備がない
443／1119(39. 6%)

(明治大学小林繁教授
平成19年『障害者の生涯学習に関する実証的研究』より)

障害者のスポーツ実施率

○障害者の週1回以上のスポーツ実施率
19. 2%
(成人)
(スポーツ庁平成27年度委託調査より)

知的障害のある生徒の進学状況

○高等部卒業後の大学・短大・
高等部専攻科への進学率
0. 4%
(大学・短大・高等部専攻科・専門学校への進学率 0. 5%)

※18歳人口に占める大学・短大への進学率56. 8%
(大学・短大・高専・専門学校への進学率 80. 1%)

(文部科学省平成29年度学校基本調査等より)